

令和6年度 保健事業のお知らせ

① 特定保健指導に オンライン指導を追加

ご自宅等で利用可能となります。委託先：ベネフィット・ワン

これまでの利用方法（実施医療機関や県栄養士会での対面指導）も継続

対象者：特定健診結果より「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方

特定保健指導とは…

自身の健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるようにすることを目的とし、対象者が健康的な生活に自ら改善できるよう、働きかけやアドバイスをを行うものです。



② 第2期データヘルス計画（R5.12策定）に基づき、

糖尿病重症化予防事業 を実施します。

対象者：「県糖尿病重症化予防モデルプログラム」基準による

☞ 対象者の方に状況確認（自家診療有無）の調査票を送付するほか、必要に応じて受診勧奨を行います。

③ 40歳未満の第二種組合員健診結果について

マイナポータルでの閲覧 が可能となります。

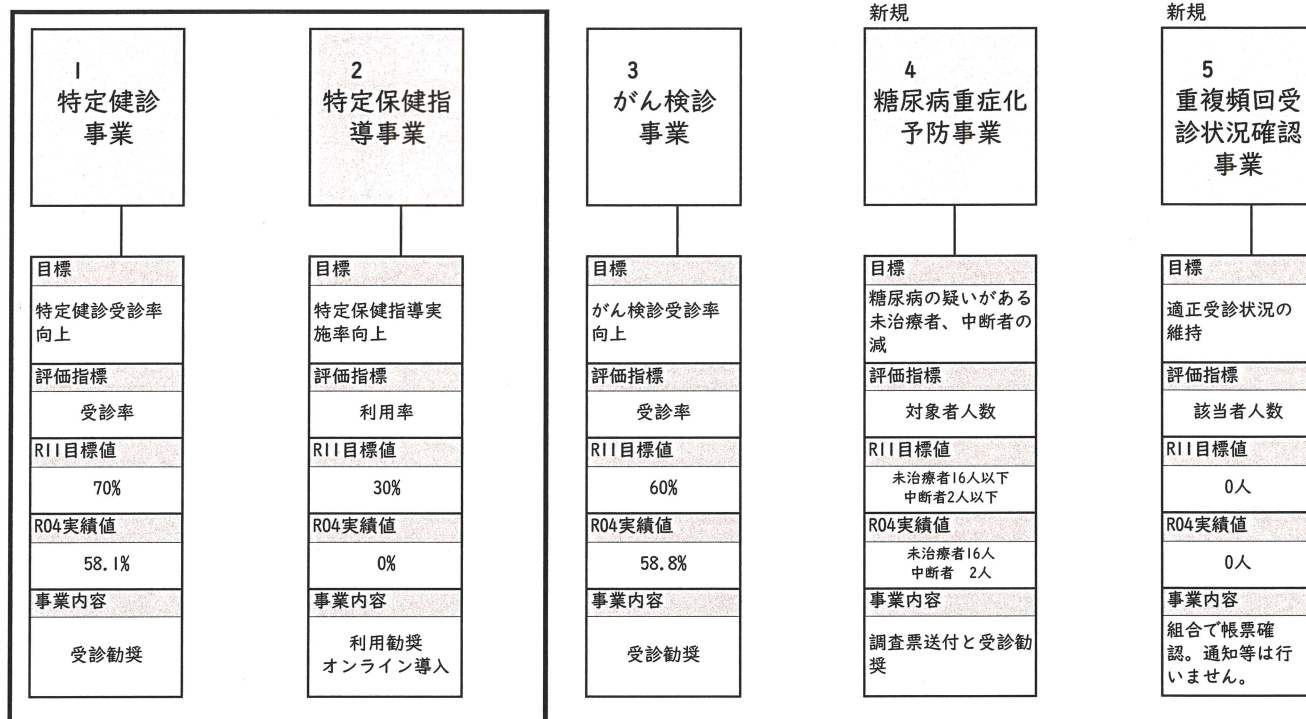
対象者：当組合の一般健診票を利用して受診し費用請求があった方

☞ 組合にて結果入力を行います。

第2期データヘルス計画（第4期特定健診等実施計画）概要（令和6～11年度）

被保険者の健康保持・増進を目的に第2期データヘルス計画を策定しました。第2期計画では、「医療費適正化」「生活習慣病保有者割合の減少」「メタボ該当率の減少」を中長期的な目標に設定し、5つの個別の保健事業を実施してまいります。受診勧奨等をお送りさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

◎5つの個別の保健事業



特定健診、特定保健指導については、国から令和11年度の目標値が示されております。達成に向け、各年度の目標値を下記のとおり設定しました。

70%達成のためには、新規で120人程度の受診が必要です (R4対象者数より算出)
R4 実績詳細 58.1% (受診者580人/対象者998人)

実績値	計画期間内の目標値						
	R4	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健診	58.1%	60%	62%	64%	66%	68%	70%
特定保健指導	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%

30%達成のためには、新規で18人程度の利用が必要です (R4対象者数より算出)
R4 実績詳細 0.0% (利用者 0人/対象者57人)

5月下旬に、一般健診票や特定健診受診券等を発送いたします。受診期間は6月～1月までとなっておりますので、積極的な受診をお願いいたします。